お家（うち）ドクター火災保険

すまいの保険

日新火災

TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

2024年10月改定

いつまでも大切なマイホームを守るために！

「高品質な修理」と「保険金のお支払」を
ワンセット！

2分でわかる！
お家（うち）ドクター火災保険
紹介動画

※「お家（うち）ドクター火災保険」は、すまいの保険のペットネームです。

お家ドクター火災保険の4つの特長

POINT 1 まさかのときの修理も安心！「指定工務店特約」

全国の優良工務店とタッグを組んだ
新しい保険のカタチ

従来の火災保険であったこんなお悩みを・・・

信頼できる修理業者がわからない…

「無料で修理できる」と契約を迫る修理業者が訪問に来て困る…

保険金請求の代行業者と契約したが、再検討の結果、解約したら高額な違約金を請求された…

お家ドクター火災保険なら解決！

建物が損害を受けたとき、信頼できる修理業者（指定工務店）をご案内。
指定工務店が修理を行います。

安心 ご案内するのは信頼できる優良な工務店なので安心！

弊社が提携する株式会社ローカルワークスの建物修理業者ネットワーク（全国で約5,000社）を活用。その中から厳しい審査を経て選定した工務店だけを指定工務店として登録しています。

お家ドクター火災保険 × Local Works

楽々 修理業者を探す必要がないので手間いらず！

事故発生後、弊社または代理店に連絡

弊社が指定工務店の手配をローカルワークス社に依頼

指定工務店がお客さまとの修理契約締結後、修理を実施

弊社が指定工務店に保険金をお支払

POINT 2 必要な補償が選べる自由設計型の火災保険

必要な補償だけ選択することで、
合理的な保険料を実現することができます！

P.03 ›

さらに **指定工務店特約** をセットで建物の保険料が **3%割引！**

P.05 ›

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

POINT 3 いざというときの手厚い費用保険金

損害保険金に加え、以下の事例における費用も補償するため安心です！

P.04 ›

（例1）台風で屋根が剥がれてしまった！※1

修理付帯費用補償特約（自動セット）

ブルーシートで応急処置を実施
仮修理費用
出費例 100,000円

→

台風による被害箇所の修理を実施
修理費※2
出費例 500,000円

→

残存物取片づけ費用補償特約（自動セット）

破損した屋根板などの廃材を搬出・廃棄
出費例 75,000円

＋

修理付帯費用補償特約（自動セット）

賃借費用
保険の対象の代替として家財を賃借
※家財補償特約をセットした場合に補償の対象となります。

仮設物設置費用
保険の対象の代替として仮設物を設置

残業勤務などに対する割増賃金の費用
迅速に復旧するために残業勤務・休日勤務で工事を行った。

（例2）上階からの漏水事故により天井の水ぬれが発生！※3

修理付帯費用補償特約（自動セット）

損害の範囲を確認
損害範囲確定費用
出費例 25,000円

→

水ぬれの原因調査を実施
原因調査費用
出費例 60,000円

→

水ぬれ箇所の修理を実施
修理費※2
出費例 500,000円

事故が起きると、修理費だけでなく、その他諸費用が発生します。
お家ドクター火災保険では、修理に付随して発生したこれらの各種費用に対しても保険金をお支払いします。

※1 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（実損払）をセットした場合に補償の対象となります。
※2 修理費は損害保険金としてお支払いします。
※3 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットした場合に補償の対象となります。

POINT 4 充実の付帯サービス

P.15 ›

すまいのサポート24

「すまいと暮らし」にかかわるトラブルが生じた場合、弊社の委託業者を通じて以下のサービスをご提供します。

- 給排水管の応急処置
- 玄関・勝手口の解錠
- エアコン・給湯器の応急処置
- ハチの巣駆除

リフォーム相談サービス

ご要望やご予算に沿ったリフォームのご相談、リフォームに関する各種お悩みなどについて、オンライン面談でお気軽にご相談いただけます。

長期優良住宅の維持保全サポートサービス

長期優良住宅の認定を受けられた住宅について、所管行政庁より維持保全の状況調査が行われた場合に、維持保全の計画の見直しや所管行政庁への報告等をサポートします。

補償内容

建物（住宅等）に生じた損害を基本補償＋お選びいただいたⒶ～Ⓕのオプションで補償します。
その他、ご希望にあわせて日常生活等の補償に関するオプションをお選びいただくことができます。

オプション 家財補償特約をセット（建物とは別に保険金額を設定いただきます。）いただくことで、建物（住宅等）と同一の内容で家財の損害を補償します。

基本補償

火災、落雷、破裂・爆発

損害防止費用も補償
火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に費消した消火薬剤等の費用や、消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用などを補償します。

※落雷危険補償対象外特約をセットすることにより、基本補償のうち落雷危険を補償対象外とすることができます。 ➡ **その分保険料が割安に！※**

事故例

天ぷらを揚げていて、目を離した間に出火。建物が燃えてしまった。

留守中、家電製品のショートにより居間から出火。建物が全焼してしまった。

家財

落雷によりテレビの基盤がショートし、壊れてしまった。

家財

ガス爆発により、台所用品が壊れてしまった。

※ご契約条件によっては、保険料が割安とならない場合があります。

＋

自動セット特約

自動セット 修理付帯費用補償特約

基本補償およびオプションⒶⒷⒹⒺ（Ⓓの通貨・預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な原因調査費用、仮修理費用等をお支払いします。

自動セット 残存物取片づけ費用補償特約

基本補償およびオプションⒶⒷⒹⒺ（Ⓓの通貨・預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するときに、実際に支出した費用をお支払いします。

事故例 P.02 ›　特約の詳細 P.20 ›

自動セット ※1 指定工務店特約

弊社がご案内する修理業者（指定工務店）が、事故発生後の建物修理を行います。

- 信頼できる修理業者が工事を担当するため、まかせて安心です。
- お客さまが修理業者を探す必要がありません。
- 特約セットにより、**建物の保険料が3％割引**となります※2※3。

※1 ご希望によりセットしないことも可能です。
※2 ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※3 地震保険には割引は適用されません。

P.05 ›

＋ オプション

Ⓐ 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（実損払）

★（自己負担額にご注意）

事故例

竜巻により屋根の一部がはがれ落ちてしまった。

豪雪による雪の重みで屋根が壊れてしまった。

家財

台風により建物の窓ガラスが破損し、室内に雨が入り込み、家電製品が壊れてしまった。
※窓の閉め忘れによる場合や、建物の外壁などに損傷を伴わない雨漏りの場合は補償の対象となりません。

Ⓑ 水災危険補償特約（実損払） Ⓒ 水災危険補償特約（定率払）

※ⒷまたはⒸのいずれかをご選択いただけます。

事故例

台風時の河川決壊により、建物が流されてしまった。

集中豪雨※により裏山で土砂崩れが発生し、建物が流されてしまった。
※台風、暴風雨などによる土砂崩れを含みます。

家財

豪雨により、床上浸水が発生し、1階の家電製品、家具などが壊れてしまった。

⚠ 損害の額が新価額の30%以上となった場合、または保険の対象である建物について床上浸水あるいは地盤面より45cmを超える浸水となった場合に補償します。

⚠ Ⓒをご選択いただいた場合、損害割合に応じて、お支払いする保険金の額が決まります。 P.19 ›

Ⓓ 盗難・水濡れ等危険補償特約

事故例

・物体の落下、飛来、衝突、倒壊等

ボールが飛んできて、窓ガラスが割れてしまった。

・水ぬれ ★（自己負担額にご注意）

上階の人が占有する戸室からの漏水により、天井の張替えが必要となった。

⚠ 自然劣化による雨漏りの損害や、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

・盗難

家に侵入した泥棒に、ドアのカギ穴を壊されてしまった。

家財

盗まれた通帳から現金がおろされてしまった。
※警察への届出が必要です。

Ⓔ 破損・汚損等危険補償特約

★（自己負担額にご注意）

基本補償およびオプションⒶ～Ⓓ以外の不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた破損・汚損などの損害を補償します。

事故例

自宅で子供が遊んでいて、誤って窓ガラスを割ってしまった。

水道管が凍結し、破損してしまった。

室内で掃除中、誤って鏡を壊し、床に傷をつけてしまった。
※鏡の損害は 家財

家財

自宅でテレビを移動中、誤って落とし、壊してしまった。

Ⓕ 事故時諸費用補償特約（10%払100万円限度型）

基本補償およびオプションⒶⒷⒹⒺの損害保険金にプラスしてお支払いします。

P.05 ›

⚠ 通貨・預貯金証書の盗難による損害は補償の対象となりません。

**災害や事故の際は、建物や家財の修理費用のほかにも、さまざまな費用が発生することがあります。
使途を問わず、さまざまな支出にあてることができます。**

個人賠償責任総合補償特約

事故例

自転車に乗車中、ハンドル操作を誤り、他人にケガをさせてしまった。

自宅　隣家

類焼損害補償特約

事故例

自宅から出火しご近所に延焼してしまった。

オプションは P.05 ›

※この事故例は一例です。また、保険金をお支払いできない場合に該当することもありますので、ご不明な点については、取扱代理店または弊社にご照会いただくか、ご契約のしおりをご参照ください。
※ 家財 のマークが付いた事故例は、家財補償特約をセットした場合に補償の対象となります。

地震による火災、損壊、流失などの損害は「お家ドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。
＋ 地震保険もセットでご契約することをおすすめします！

地震による火災

津波による流失

P.13 ›

お支払いする保険金 損害保険金 ＝ 損害の額 － 自己負担額（免責金額）

お選びいただける自己負担額（免責金額）：0円、5万円、10万円

★ご注意ください 自己負担額を0円で設定した場合でも、オプションⒹ（水ぬれ）、Ⓔの自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。また、保険の対象に築15年以上の建物または建築年不明の建物を含む場合、Ⓐの事故については、自己負担額が5万円となります。

P.12 ›

参考

事故件数割合

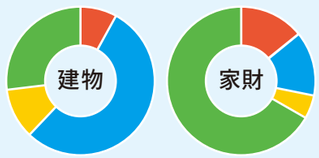

※「すまいの保険」および「住宅安心保険」の2020年度～2022年度支払実績に基づいたものです。

お支払保険金例

水災	破損・汚損
大雨による床上浸水	家具移動中の壁の損傷
200万円	140万円

近年の異常気象の影響により、水災の事故は増加傾向にあります。近くに河川がなくても、内水氾濫により、マンホールから水が噴出したり、トイレや風呂場等から下水が逆流したりして、住宅や道路が浸水・冠水する可能性があります。万一の水災に備えて、水災補償のセットをおすすめします。

指定工務店特約

自動セット　※ご希望によりセットしないことも可能です。

火災、風災等の事故により建物に損害が生じたとき、弊社がご案内する修理業者（指定工務店）が建物の修理を行います。この特約をセットした場合、建物の保険料が3％割引となります。

- 信頼できる修理業者が工事を担当するため、まかせて安心です。
- お客さまが修理業者を探す必要がありません。
- 特約セットにより、**建物の保険料が3％割引**となります。

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※地震保険には割引は適用されません。

POINT 1　指定工務店とは？
弊社と提携する株式会社ローカルワークスの工務店ネットワークに登録されている全国の優良な工務店さんの中から、工事の質や信頼度などの点で特に優れている修理業者を指定工務店として登録しています。

POINT 2　指定工務店の認定方法は？
株式会社ローカルワークスによる書類審査・面談および第三者機関による調査を経て指定工務店を認定しています。具体的には施工実績（業歴、経験年数、施工件数等）、保有資格、法令違反の有無、保険加入の有無等を中心に審査を行います。

ご注意ください		
	弊社が指定工務店をご案内できない場合	次のようなケースでは、弊社が指定工務店をご案内できないことがあります。 ・大規模な自然災害のために一時に多くの建物が被災した場合 ・建物が全焼となった場合　・建物が離島などに所在する場合 ・修理に特殊な工法が必要な場合　など
	指定工務店以外の修理業者が建物の修理をした場合	自然災害や緊急対応が必要なために弊社が修理業者をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合を除き、指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が3%削減されることがあります。

●株式会社ローカルワークスは、定額リフォーム比較サイト「リフォマ」や、建設業者マッチングサービス「サーチ」等を運営しており、全国に約5,000社の建物修理業者のネットワークを有しています。

●詳細については指定工務店特約チラシをご参照ください。

事故時諸費用補償特約（10％払100万円限度型）

1. 基本補償およびオプション A B D E（Dの通貨または預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたことによって臨時に生じる諸費用に対して、損害保険金の10％（100万円限度）をお支払いします。
2. 保険の対象の損害の額が新価額の70％以上になった場合は、1でお支払いする保険金に上乗せして損害保険金の10％（200万円限度）をお支払いします。

保険金お支払額例　・新価額1,500万円（保険金額1,500万円）の建物　・基本補償＋事故時諸費用の補償のとき

火災による事故で1,200万円の損害 ⟶ 損害保険金1,200万円をお支払い
この場合の事故時諸費用保険金 ⟶ 100万円※1 ＋ 120万円※2 ＝220万円

※1：事故時諸費用保険金として、◎1,200万円×10％＝120万円　◎限度額100万円≦120万円 → 100万円をお支払い
※2：新価額の70％以上の損害となったため、◎1,200万円×10％＝120万円　◎限度額200万円≧120万円 → 120万円をお支払い

類焼損害補償特約

保険の対象である建物（建物内の動産を含みます。）または家財（これを収容する建物および同建物内の動産を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の住宅が類焼した場合、新価額を基準にその損害を補償します。ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。

▶ **補償の対象となる物：** 補償の対象は類焼したご近所の、実際に生活を営んでいる住居建物および家財となります。

このような方におすすめ！
火災が発生した際に、ご近所の方へなるべく迷惑をかけたくない。

事故例

自宅から出火し、隣家に延焼してしまった。

自宅の消火活動により、隣家を水浸しにしてしまった。

●保険の対象が法人所有の建物および家財の場合、類焼損害補償特約をセットすることができません。

●個人賠償責任総合補償特約または他の個人賠償責任保険等にご加入いただいていることが条件となります。ご加入の有無等を確認させていただきます。

賠償事故に備える特約

個人賠償責任総合補償特約　示談交渉サービス付

個人賠償責任
日常生活において発生した偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり他人の財物（他人からの借用物を除きます。）を損壊したこと、または線路等への立入り等により電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

保管物賠償責任
他人からの借用物（動産）を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します（支払限度額10万円、自己負担額5,000円となります。）。

このような方におすすめ！
他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりした場合のトラブルに備えたい。

事故例

洗濯機のホースが外れていることに気が付かず階下に漏水し、階下の戸室を汚損させてしまった。

飼い犬を連れて散歩中、リードを離してしまったところ、通行人にとびかかり、ケガをさせてしまった。

子供が野球をしていて、隣家の窓ガラスを割ってしまった。

●保管物賠償責任補償対象外特約をセットすることにより、保管物賠償責任を補償対象外とすることもできます。

●賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.21をご参照ください。

建物管理賠償責任補償特約　示談交渉サービス付

次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

▶ 施設の欠陥等に起因する偶然な事故
▶ 施設の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

このような方におすすめ！
施設の所有・管理の不備等による賠償事故に備えたい。

事故例

店舗兼住宅に設置していた看板が落下し、駐車場の車両に損害を与えてしまった。

外壁がはがれ落ち、通行人に大ケガをさせてしまった。

●賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.22をご参照ください。

オプション

費用に関する特約

仮すまい費用補償特約

火災などの事故や偶然な事故による停電・断水などにより、仮すまいに移ることになった場合の仮すまいの賃借費用、宿泊費用やペットホテル費用などを補償します。

このような方におすすめ!

事故により一時的に住宅に居住できなくなったときのホテル宿泊費用やペットホテル代を補償したい。

事故例

突然の火災により家が使えなくなり、修復までの期間、別の住宅を借りることになった。

雷が鉄塔に落ち、電気の供給が12時間以上中断したため、一時的にホテルに宿泊した。

暴風雨により家が損壊しホテルに滞在することになったが、ペット同伴不可のため、飼い猫を動物病院に預けることにした。

被害事故弁護士費用等補償特約

被保険者が不測かつ突発的な事故により、身体に障害を被ったり、保険の対象である建物または家財が損害を被ったことにより、被保険者等が負担した弁護士費用または法律相談費用を補償します（支払限度額・保険期間中300万円）。

※保険期間が1年を超える契約については、保険年度ごとに支払限度額が適用されます。

このような方におすすめ!

被害にあったときは、弁護士に相談して損害賠償を請求したい。

事故例

歩行中、後ろから自転車に追突されてケガをしたが、治療費を払ってもらえないので、弁護士に相談した。

●被保険者が法人の場合は、被害事故弁護士費用等補償特約をセットすることができません。

⚠ **保険金をお支払いしない主な事例**

・離婚の慰謝料について弁護士に相談した
・ネット上で中傷されたトラブルについて弁護士に相談した

利益に関する特約

家賃損失補償特約

火災などにより損害を受けた結果として生じた家賃の損失について補償します。

※家賃は建物の賃貸料に限ります（水道等の使用料や、礼金、敷金等は含みません。）。

このような方におすすめ!

賃貸住宅等の事故による家賃収入減少に備えたい。

事故例

火災により賃貸住宅が損傷し、家賃収入がなくなった。

大雨による洪水で床上浸水し、家賃収入がなくなった。

その他、ご契約内容に応じて自動的にセットされる特約があります。詳細については P.22 › をご確認ください。

保険金をお支払いできない事故例

基本補償およびオプション共通

ご契約者、被保険者の故意

ご契約者または被保険者がわざと起こした事故による損害

戦争、外国の武力行使

戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害

火災などにより自動車(注)に生じた損害

自動車(注)は「お家(うち)ドクター火災保険」の保険の対象とはなりません。

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以以下の原動機付自転車を除きます。

地震、噴火が原因の火災

地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災、損壊、流失などの損害

地震保険にご加入いただくことにより補償の対象となります。 P.13 ›

自然の消耗または劣化、さび、かび

保険の対象の自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害

盗難・水濡れ等危険補償特約

敷地外にある家財の盗難

盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合でも、保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難は、補償の対象外となります。

保険料の割引制度

3%割引 指定工務店特約

指定工務店特約をセットすることで、建物の保険料が3%割引になります。

P.05 ›

3%割引 1年自動継続割引

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年ごとに更改手続を行ってご契約を継続するよりも、保険料が3%割引になります。

5%割引 S評価割引

マンション区分所有者向け

マンション管理士による診断(注)の結果、最も高い「S評価」を獲得したマンションにおいて、区分所有者の方が居住用戸室をご契約する場合、**建物の保険料が5%割引**になります。割引の適用方法、条件等詳細は取扱代理店または弊社にご照会いただくか、「S評価割引チラシ」をご参照ください。

(注) (一社) 日本マンション管理士会連合会により、マンションのメンテナンス状況の診断を行っています。割引適用の際は、事前に診断を受ける必要があります。

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。※地震保険にはこれらの割引は適用されません。

地震保険の割引制度 P.14 › インターネット申込みによる割引 裏表紙 ›

保険の対象

建物と家財　建物のみ　からお選びいただけます

建物

専用住宅（戸建・マンション戸室）

併用住宅（店舗兼住宅等）

※業種や作業内容によって保険料の割増が必要となる場合があります。

お家（うち）ドクター火災保険では住宅建物が保険の対象となります。

※築年数によって保険料が決まりますので必ず建築年月をご確認ください。
（建築年月が確認できない場合、実際の建築年月の保険料と異なる場合があります。）
※マンション・アパート等の1棟全体を保険の対象とする場合は、お家（うち）ドクター火災保険をお申込みいただくことができません。

ご契約の建物の敷地内に所在する門・塀・垣や外灯、敷石などの屋外設備を含みます。※マンションの場合、バルコニーなどの専用使用権付共用部分を含みます。

門・塀・垣　外灯　畳や建具

物置・車庫・カーポート

住居部分のない専用店舗は保険の対象となりません。

オプション

家財

保険の対象となる家財は、上記建物内に収容される家財およびその建物敷地内の家財となります。また、被保険者の親族の家財も保険の対象となります。

※建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財については建物とは別に保険金額を設定いただき、ご契約ください。
※家財補償特約をセットいただくことで、建物と同一の内容（基本補償＋お選びいただいた Ⓐ～Ⓕ のオプション）で家財の損害を補償します。

建物に収容される家財

家具　家電　衣類

敷地内の家財

自転車　物干し台

以下のようなものは保険の対象となりません。

自動車およびその付属品（自動車の鍵を含みます。）　通貨・切手など

※盗難・水濡れ等危険補償特約をセットする場合、通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となります。 P.03 >

高額貴金属等

以下の高額貴金属等については、時価額を基準として、1回の事故につき高額貴金属等の保険金額(注1)(注2)を限度にお支払いします。

※家財をご契約いただいた場合に限り、補償されます。
※高額貴金属等は地震保険の対象となりません。

1. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
2. 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

（注1）特にご指定がない場合は100万円となります。500万円または1,000万円に増額して設定することも可能です。
（注2）「盗難」の事故の場合は1個または1組ごとに100万円が限度、「破損・汚損等」の事故の場合は1個または1組ごとに30万円が限度となります。
また、1回の事故につきお支払いする保険金の合計額は、高額貴金属等の保険金額が限度となります。

建物の構造

保険料を算出するための基本情報となる構造級別（M構造・T構造・H構造）を判定します

専用住宅の構造

お支払いいただく保険料は、保険の対象である建物の構造等により決定します。下記フローチャートで建物の柱の部材等からご確認ください。併用住宅の場合は、別途ご案内しますので、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

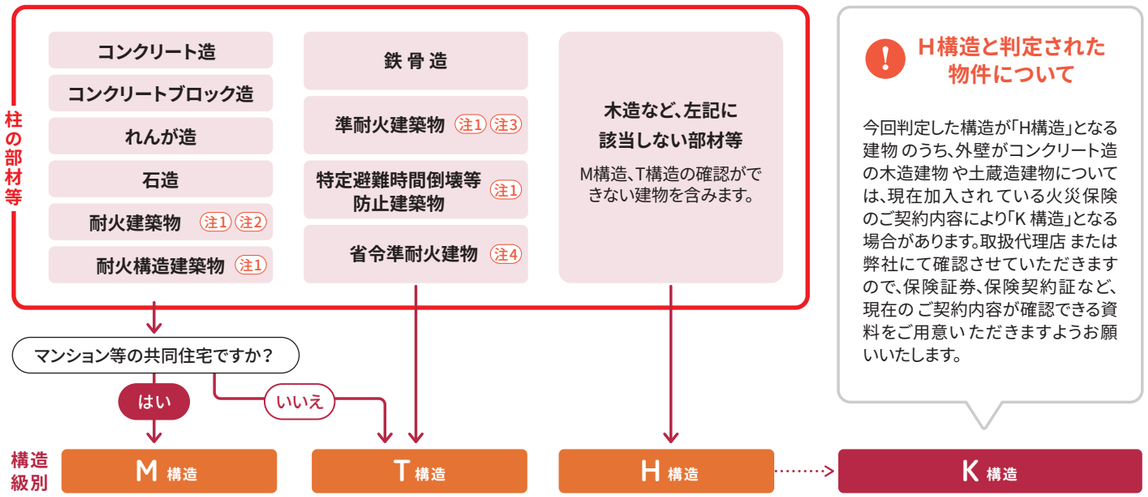

H構造と判定された物件について

今回判定した構造が「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K構造」となる場合があります。取扱代理店または弊社にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご用意いただきますようお願いいたします。

注1 耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物の確認について

①建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。確認資料として**建築確認申請書（写）**をご用意ください。

②1960（昭和35）年以降に新築された4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

●建築確認申請書（写）がない場合は、建築確認済証または建築確認通知書もしくは設計仕様書等で確認できる場合があります。

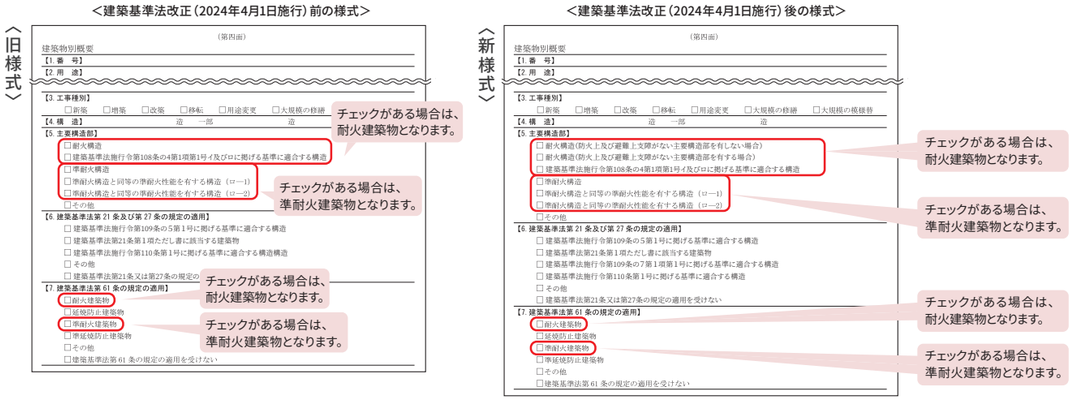

注2 「主要構造部※1が耐火構造の建物」または「主要構造部※1が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及び口に掲げる基準※2に適合する構造の建物」をいいます。

※1 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

※2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる基準をいいます。

注3 「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」をいいます。

注4 省令準耐火建物の確認について

省令準耐火建物とは、住宅金融支援機構（旧 住宅金融公庫）の定める仕様で建てられた、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる性能を有した建物です。

●同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでいう「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
●この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
●「建築確認申請書（写）」等では確認することができませんのでご注意ください。

⚠ 弊社継続契約以外でのご契約につきましては、耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物・省令準耐火建物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただきます。

＊上記 注1 注4 の対象とならない建物で、柱がない建物（壁式構造）については外壁および屋根を判定の基準にします。枠組壁工法建物（2×4等）はH構造となります。その他の壁式構造は壁の構造種類で判定します。
＊「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を構造判定の基準とします。
＊構造級別の判定はM構造、T構造、H構造の順に行います。

保険の対象の評価方法および保険金額の決定方法

建物の評価方法

	戸建の場合	分譲マンション等の戸室の場合
	 ●建物の評価は、新価基準(同等の建物を再築または再購入するために必要な金額をベースにした評価)によって行います。 ●土地代は評価額には含みませんので、評価額と土地付建物の購入金額の違いにご注意ください。 ●建物の保険金額は、以下のいずれかの評価方法で算出された評価額を保険金額として設定します。	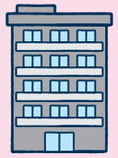 ●専有部分(戸室)の評価は新価基準によって行います。 ●ご希望に応じて、共用部分の持分割合を専有部分に含めて保険の対象とすることができます。ただし、共用部分は管理組合が一括して火災保険に加入していることが一般的ですのでご注意ください。 ●購入金額には【専有部分】【建物共用部分の持分割合】【土地の持分割合】が含まれていますので、評価額と購入金額との違いにご注意ください。 ●建物の保険金額は、以下のいずれかの評価方法で算出された評価額を保険金額として設定します。
新築で建物の建築費用がわかる場合	❶ 評価額＝ 建物の建築費用	❶ 評価額＝ 建物(専有部分)の建築費用
建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	❷ 評価額＝ 建物の建築当時の建築費用×経過年数に応じた物価変動係数	❷ 評価額＝ 建物(専有部分)の建築当時の建築費用×経過年数に応じた物価変動係数
建築費用がわからない場合	❸ 評価額＝ 当社基準の1㎡あたりの単価×延床面積(㎡)	❸ 評価額＝ 当社基準の1㎡あたりの単価×専有部分の面積(㎡)

※戸建の場合、門、塀、垣や車庫等の付属建物の金額は評価額に含みます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含みません。

保険金額の決定方法

上記❶から❸のいずれかの方法で算出された評価額を基準に保険金額を決定します。

評価額が 1,500 万円の場合 ➡ 保険金額は 1,500 万円で設定します

家財の評価方法

●家財の評価は、新価基準(同等の家財を再購入するために必要な金額をベースにした評価)によって行います。

●家財の評価方法には、実際に所有される家財の価額を積算する方法と家財簡易評価表を使用する算出方法の2種類があります。

●家財の保険金額は、2種類のいずれかの評価方法で算出された評価額を基準に100万円単位で決定します。

実際に所有される家財の価額を積算する方法

積算による算出を希望される場合は、別途「家財評価額積算シート」をご用意しております。詳細については、取扱代理店にご照会ください。

※高額貴金属等に関する金額を除いて算出します。

家財簡易評価表を使用する算出方法

以下の家財簡易評価表を基準に実態に応じた調整を行い、評価額を決定します。

家財簡易評価表 〔再購入に要する価額の目安表〕

世帯主年齢	大人2人	大人2人+子供1人	大人2人+子供2人	単身
25歳前後・未満	520万円	600万円	680万円	310万円
30歳前後	700万円	780万円	870万円	
40歳前後	1,190万円	1,270万円	1,350万円	
50歳前後・以上	1,450万円	1,530万円	1,610万円	

[2022年4月現在]

※この表にない家族構成の場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。

保険金額の決定方法

上記のいずれかの方法で決定した評価額を基準に保険金額を決定します(100万円単位)。

⚠ 保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限となりますので、事故が発生した際に十分な補償が受けられるようお決めください。

自己負担額(免責金額)・保険期間など

自己負担額(免責金額)の設定方法

損害保険金の自己負担額(注1)を設定いただきます。自己負担額を5万円または10万円で設定すると保険料のご負担を軽減できますが、事故の際は保険金から自己負担額が差し引かれますので、慎重にご検討ください。

(注1)1回の事故につき、保険の対象ごと(建物、家財、高額貴金属等ごと)に適用されます。

自己負担額は 0円 5万円 10万円 からお選びください。

設定した自己負担額にかかわらず、事故の種類に応じて所定の自己負担額が設定されます。

0円 をお選びいただいた場合

・自己負担額0円をお選びいただいた場合でも、右表の事故を補償する契約のときは、保険の対象に応じて自己負担額が自動的に設定されます。

(注2) 建築年不明の場合を含みます。
(注3) 自己負担額0円をお選びいただいた場合でも、「免責金額変更特約(風災・雹(ひょう)災・雪災危険用・5万円)」のセットにより、自己負担額5万円を任意で設定することができます。

保険の対象 / 事故の種類	・建物のみの契約 ・建物+家財の契約	
	建物が築15年以上(注2)の場合	建物が築15年未満の場合
風災・雹(ひょう)災・雪災	5万円	0円(注3)
水ぬれ	5万円	5万円
破損・汚損等	5万円	5万円

5万円 または 10万円 のいずれかをお選びいただいた場合

・通貨・預貯金証書の盗難事故に対する自己負担額はありません。
・ご契約内容によりご選択いただけない場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問合せください。

お支払いする保険金の額 損害保険金 ＝ 損害の額 － 自己負担額(免責金額)

保険期間

お家(うち)ドクター火災保険

保険期間は1年～最長5年となります。1年未満の短期契約も可能です。また、1年間ずつ自動的に継続する方式(1年自動継続方式)(注4)を選択することも可能です。

(注4) 自動継続期間は5年までとなります。

※融資返済期間が5年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、5年間ずつ自動的に継続する方式(5年自動継続方式)を選択することも可能です。
※自動継続方式は、ご契約内容によってお取扱いできない場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社へご照会ください。

地震保険

地震保険の保険期間は1年～最長5年となります。お家(うち)ドクター火災保険の保険期間の中途からお申込みいただくことも可能です。

毎年のお手続が不要です!

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、 1年自動継続割引 が適用されます。 P.08 ›

※地震保険には割引は適用されません。※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合があります。

保険の対象の所有者および所在地

所有者

・保険の対象の所有者(被保険者)を必ずお申出ください。

所在地

・ご契約者の住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地をお申出ください。
・マンションやアパート等の場合は、建物名称・部屋番号もあわせてお申出ください。

重複する契約

補償の重複について P.18 ›

他の保険契約・共済契約にご加入されていませんか?

・保険の対象となる建物や家財について、すでに他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、お家(うち)ドクター火災保険をお申込みいただくことができません。

※その他、お家(うち)ドクター火災保険で賠償責任、被害事故の弁護士費用に関するオプション等をセットする場合は、他の賠償責任保険、弁護士費用特約等の加入状況についてもお申出ください。

地震保険

地震に対する備えは「地震保険」で　※地震保険の詳細については、「地震保険チラシ」をご参照ください。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は「お家ドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。

地震保険の補償内容

地震等の損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

地震が原因の
火災

地震が原因の
損壊・埋没など

地震が原因の
津波・洪水などの水害

地震保険のお支払保険金

損害の程度(注)	認定の基準(注)						お支払いする保険金の額
	建物				家財		
全損	主要構造部の損害額	建物の時価額の**50%以上**	焼失または流失した床面積	建物の延床面積の**70%以上**	家財の損害額	家財全体の時価額の**80%以上**	地震保険保険金額の**100%**（時価額が限度）
大半損		建物の時価額の**40%以上50%未満**		建物の延床面積の**50%以上70%未満**		家財全体の時価額の**60%以上80%未満**	地震保険保険金額の**60%**（時価額の**60%**が限度）
小半損		建物の時価額の**20%以上40%未満**		建物の延床面積の**20%以上50%未満**		家財全体の時価額の**30%以上60%未満**	地震保険保険金額の**30%**（時価額の**30%**が限度）
一部損		建物の時価額の**3%以上20%未満**	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価額の**10%以上30%未満**	地震保険保険金額の**5%**（時価額の**5%**が限度）

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12.0兆円の割合によって削減されることがあります（2024年4月現在）。

（注）損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

地震保険の保険の対象

建物	居住用の建物（店舗や事務所等にのみ使用されている建物は除きます）
家財	居住用の建物に収容されている家財

ただし、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ●自動車（道路運送車両法第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
- ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物　など

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は「お家ドクター火災保険」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めいただきます。なお、保険金額は建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「お家ドクター火災保険」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の中途から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な損害

- ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ●地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の損害
- ●損害の程度が一部損に至らない損害　など

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※割引は重複して適用することはできません。※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

割引の種類	割引率	割引適用条件	必要な確認資料(注1)（コピー）
免震建築物割引	**50%**	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく**「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」** ②**「耐震性能評価書」**（耐震等級割引の場合に限ります。） ③フラット35Sの適合証明書または**「現金取得者向け新築対象住宅証明書」** ④登録住宅性能評価機関が作成した**「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」**（免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。） ⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための**「住宅性能証明書」** ⑥以下の2つの書類（a.のみの場合は耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。） a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（**「認定通知書」**、認定長期優良住宅であることが確認できる**「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」**等） b.「耐震等級」または「免震建築物」であることが確認できる**「設計内容説明書」**等 ※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。
耐震等級割引	耐震等級3 **50%**	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	
	耐震等級2 **30%**		
	耐震等級1 **10%**		
耐震診断割引	**10%**	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号(注2)）に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（**耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書**等）
建築年割引	**10%**	1981（昭和56）年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類（**建物登記簿謄本、建築確認書**等）

（注1）代表的な確認資料となりますので、詳細については、取扱代理店または弊社までお問合せください。
（注2）平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

地震保険料控除制度

	所得税（国税）	個人住民税（地方税）
地震保険料控除限度額（2007年1月創設）	**5万円**	**2万5千円**

※長期契約で2006（平成18）年12月以前に保険期間が開始されたご契約の損害保険料控除の場合、一部、経過措置があります。

ご利用いただけるサービス・各種ご連絡先

すまいのサポート24　24時間・365日受付

・住宅トラブル応急サービス「すまいのサポート24」をご利用いただけます。
・水まわりのトラブルや外出中にカギをなくして自宅に入れないなど、すまいと暮らしにかかわる急な「こまった」を24時間・365日サポートします。
・フリーダイヤルにお電話いただくだけで、修理業者の手配、30分程度の以下のサービスを無料でご提供します。

給排水管の応急処置

・30分程度の応急処置とは、パイプの締付けやラバーカップによる詰まりの除去作業等をいいます。
・凍結した給排水管の解凍作業は無料作業の対象となりません。

玄関・勝手口の解錠

・鍵の形状によっては解錠できない場合があります。
・破錠（鍵を壊すこと）は一切行いません。

エアコン・給湯器の応急処置

・エアコンのドレンホース詰まりによる水ぬれなどのトラブル時における応急処置・状況確認や、給湯器のお湯が出ない・追い焚きができないなどのトラブル時における給湯器の設定などの確認・応急処置を行います。
・応急処置が不可能な場合やメーカー保証期間中の製品については、メーカー等への依頼をお願いする場合があります。

ハチの巣駆除

・敷地内でハチのトラブルが発生した場合、状況確認、ハチの巣調査（場所特定）および駆除を行います。
・原因箇所が共用部分および自治体管理部分に及ぶ場合はサービスの提供ができません。
・複数駆除、危険を伴う環境での作業やハチの巣の形状（大きさ）によっては無料サービスの対象外となる場合があります。

共通事項
・応急処置の範囲を超える処置費用や部品代および交換費用、特殊な技術を伴った作業費用についてはお客さま負担となります。
・原因箇所によっては応急処置の対象とならない場合があります。
・本サービスは弊社が提携業者に業務を委託してご提供しているサービスです。
・原則として、ご契約者ご本人または同居のご家族、法人契約の場合は被保険者（入居者）、被保険者の同居のご家族からのご連絡に限らせていただきます（賃貸物件オーナーが保険契約者となり建物に保険をつけている場合で、その物件の管理業務委託を受ける管理業者からのご連絡については受け付ける場合があります。）。
・作業にはご連絡者の立会いが必要です。また、ご本人であることの確認が取れない場合は、作業を行えない場合があります。
・同じ箇所・原因による出動は年1回が限度となります。

その他注意事項があります。詳細については、下記フリーダイヤルにご連絡いただくか、弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/trouble/support.html）または「すまいのサポート24」チラシをご参照ください。

「すまいのサポート24」のご利用はこちら　0120-097-365

※本サービスをご利用になる際は必ず上記フリーダイヤルにご連絡ください。フリーダイヤル以外で手配されますと無料サービスの対象となりません。
※本サービスのご提供にあたり、お客さまの個人情報（お名前、ご住所や連絡先等）を弊社提携業者に提供しますが、同情報を本サービス以外の目的に利用することは一切ありません。
※本サービスは、終了もしくは中止、または内容の変更を行う場合があります。

リフォーム相談サービス

・ご希望やご予算に沿ったリフォームのご検討、信頼できる業者のご紹介など、リフォームの各種ご相談にお応えします。
・ご相談のお申込みは、お電話または専用ホームページ上で受け付けております。詳細は下に記載の弊社ホームページをご参照ください。

長期優良住宅の維持保全サポートサービス

・長期優良住宅の認定を受けられた住宅について、所管行政庁より維持保全の状況調査が行われた場合に、建物の劣化状況の診断を行い、補修の必要性や適切な修繕時期などをアドバイスします。
また、診断結果を基に維持保全計画の見直しや所管行政庁への報告等をサポートします（原則として、電子メールでのご相談およびご回答となります。）。
・お申込みは、電子メールで受け付けております。お申込先のメールアドレスや必要な書類等、詳細は下に記載の弊社ホームページをご参照ください。

※その他注意事項があります。詳細については、弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/trouble/support.html）をご参照ください。
※各サービスのご提供にあたり、お客さまの個人情報（お名前、ご住所や連絡先等）を弊社提携業者に提供しますが、同情報を各サービス以外の目的に利用することは一切ありません。
※各サービスは、終了もしくは中止、または内容の変更を行う場合があります。

ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または弊社までご連絡ください。
休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

以下のご契約内容の変更については、お家（うち）ドクター火災保険で取り扱うことができません。
◆専用住宅・併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）から専用事務所・店舗等へ変更する場合　など
ご加入いただいている契約は解約となり、他の火災保険にご加入いただく等のお手続が必要となります。また、上記の変更があった時点以降に事故が発生した場合は、新たにご契約いただく火災保険の補償内容に従いますので、変更前の補償内容と異なることがあります。

ご契約内容に変更が生じた場合で、遅滞なく通知いただけないときは、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただくことがありますので、必ず弊社までご連絡ください。

ご契約内容の変更・解約についてはこちら　日新火災テレフォンサービスセンター　**0120-156-932**　受付時間：9:00～18:00（平日）、9:00～17:00（土日・祝日）

事故が発生した場合

日新火災事故受付センターでは、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。
全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

事故受付はこちら　日新火災事故受付センター　**0120-232-233**　24時間・365日受付

ご注意
住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険金が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または弊社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188番）にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しております。

※ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細については、取扱代理店または弊社へご照会ください。

おすすめ！
口座振替
指定口座からの口座振替によるお支払

おすすめ！
コンビニ払
コンビニエンスストア等で「払込票」によるお支払

おすすめ！
請求書払
「請求書」による弊社指定口座へのお振込

おすすめ！
クレジットカード払
携帯端末で二次元コードを読み取り、登録したカードでお手続

現金払
契約締結時に取扱代理店へお支払

■ 保険期間が1年以下のご契約の場合

お支払方法	分割払			
	月払(注1)(注2)(注3)	月払（自動継続1年ごと）(注4)(注5)	一時払(注6)	一時払（自動継続1年ごと）(注5)(注7)
口座振替	○	○	○	○
コンビニ払	×	×	○	×
請求書払	×	×	○	×
クレジットカード払	○	○	○	○
現金払	○	×	○	×

（注1）ご契約の保険料を12回に分割してお支払いいただく方法です。
（注2）地震保険の保険料は口座振替、クレジットカード払を選択した場合は5%割増、現金払を選択した場合は6%割増となります。
（注3）月払は保険期間が1年の契約に限ります。
（注4）ご契約の保険料を毎月お支払いいただく方法です。
（注5）1年自動継続方式をご選択された場合
・ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
・自動継続期間は5年までとなります。
・1年ごとに更改手続を行って継続するよりも保険料が3%割引※となります（地震保険を除きます。）。
・地震保険の保険料は分割払を選択した場合は5%割増となります。
・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日（始期応当日）より、改定後の保険料率が適用されます。
（注6）ご契約の保険料を一括してお支払いいただく方法です。
（注7）ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。
※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

■ 保険期間が2～5年のご契約の場合

お支払方法	お家（うち）ドクター火災保険（長期年払）(注8)(注9)	地震保険（自動継続1年ごと）(注10)(注11)	お家（うち）ドクター火災保険（長期一括払）(注9)(注12)	地震保険（長期一括払）(注9)(注12)	地震保険（自動継続1年ごと）(注10)(注11)
口座振替	○	○	○	○	○
コンビニ払	×	×	○(注13)	○	×
請求書払	×	×	○(注13)	○	×
クレジットカード払	○	○	○	○	○
現金払	×	×	○	○	○

（注 8 ）保険期間が2～5年の場合に、ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。
（注 9 ）保険期間中に料率改定があった場合でも、保険期間中の保険料率の変更はありません。
（注10）ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
（注11）地震保険（自動継続）については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日（始期応当日）より、改定後の保険料率が適用されます。
（注12）長期一括払をご選択された場合
・保険期間に対する保険料を一括でお支払いいただきます。
・1年ごとに更新する保険料に対して、長期係数を乗じます。これにより、1年ごとにお支払いいただくお支払方法よりも保険料が割安となります。
（注13）地震保険付帯で「自動継続特約（地震保険用）」をセットされる場合は、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法は、口座振替または現金払となりますので、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法もあわせてお選びください。

■ 5年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、5年自動継続方式の選択も可能です。

お支払方法	お家（うち）ドクター火災保険（自動継続（5年ごと）長期一括払）(注14)	地震保険（自動継続1年ごと）(注15)(注16)	地震保険（自動継続5年ごと）(注16)(注17)
口座振替	○(注18)	○	○(注18)
コンビニ払	×	×	×
請求書払	×	×	×
クレジットカード払	○	○	○
現金払	×	×	×

（注14）自動継続（5年ごと）長期一括払をご選択された場合
・ご契約の保険料を5年ごとにお支払いいただきます。
・ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日（始期応当日）より、改定後の保険料率が適用されます。
（注15）ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
（注16）地震保険（自動継続）については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日（始期応当日）より、改定後の保険料率が適用されます。
（注17）ご契約の保険料を5年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。自動継続（1年ごと）に比べ保険料が割安となります。
（注18）ご指定の金融機関によっては、ご利用いただけない場合があります。

ご注意いただきたいこと

告知義務・通知義務等

告知義務

ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、次の事項（告知事項）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の対象の所在地　②保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造・用法　③保険の対象である建物の建築年月
④保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無　など

※告知事項は申込書等でご確認ください。※ご契約内容により告知事項は異なります。

通知義務等

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項（通知事項）に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書・保険証券等に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、③または④の事項に変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更についても必ず弊社へご連絡ください。⑤の事由が発生する場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

①保険の対象である建物または家財を収容する建物の構造・用途の変更　②保険の対象の他の場所への移転　③転居等によるご連絡先・ご住所等の変更④保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし　⑤保険の対象である建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務をあわせて譲渡する場合　など

補償の重複

個人賠償責任総合補償特約、被害事故弁護士費用等補償特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご検討ください。

事故が発生した場合

事故のご通知

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名　②事故発生日時、事故場所　③損害賠償の請求を受けた場合はその内容　など

先取特権

個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）または建物管理賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金が優先的に支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

※個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）または建物管理賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等をご案内します。

①保険金請求書　②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類　③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類　④被害が生じた物の価額を確認できる書類（領収証等）、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類　⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類　など

保険金をお支払いする時期

弊社が保険金のお支払に必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合　②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合　など

保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。）の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険において、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

●このパンフレットは「お家（うち）ドクター火災保険」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書等に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。
●弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
●保険料は、保険金額、自己負担額（免責金額）、保険期間、保険の対象の所在地・面積・構造・用法・範囲・建築年月等によって決まります。水災補償の保険料は、保険の対象の所在地の水災リスクに応じた水災等地（保険料の最も安い「1等地」から最も高い「5等地」までの5つの区分）によって決まります。実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。
●保険料をお支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでご確認ください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください（団体扱・集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。）。
●保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。
●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
●保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
●お家（うち）ドクター火災保険の他に、総合型火災保険の「住宅安心保険」のご用意もあります。

「お家ドクター火災保険」の主な補償内容

■はオプションです。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。
■はご契約内容により自動的にセットされます。
家財補償特約 をセットいただくと、建物のほか、家財も保険の対象となります。

⚠ 損害額の算定は特に記載のある場合を除き、新価額を基準とします。ただし、家財補償特約をセットいただいた場合において、高額貴金属等の補償は、時価額を基準とします。

財産の補償

保険金をお支払いする場合と保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない主な場合・損害

基本補償（普通保険約款）

火災、落雷、破裂または爆発

損害の額から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします（保険の対象ごとの保険金額(*)が限度）。

A 風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償特約（実損払）

風災(注1)・雹（ひょう）災・雪災(注2)

損害の額から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします（保険の対象ごとの保険金額(*)が限度）。

（注1）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
（注2）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入、凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

自己負担額を0円で設定した場合でも、築15年以上の建物または建築年不明の建物を保険の対象とする場合は「免責金額変更特約（風災・雹（ひょう）災・雪災危険用・5万円）」が自動でセットされ、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。

B 水災危険補償特約（実損払）

- 水災（台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等）により、損害額が新価額の30%以上となった場合
- 水災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物について床上浸水または地盤面(注3)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を受けた場合

損害の額から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします（保険の対象ごとの保険金額(*)が限度）。

（注3）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

C 水災危険補償特約（定率払）

水災（台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等）による損害の状況が、次の①～③に該当する場合に、下表の損害割合に応じて保険金をお支払いします。

損害割合		お支払いする保険金の額	
①損害額が新価額(注4)の30%以上のとき		損害額（保険金額(*)が限度）	
①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水(注5)または地盤面(注6)より45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額(注4)の15%以上30%未満のとき	保険金額(*)×10%（1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度）	左記②③の合計は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度
	③損害額が新価額(注4)の15%未満のとき	保険金額(*)×5%（1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度）	

（注4）保険の対象が高額貴金属等の場合、新価額を時価額と読み替えます。
（注5）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
（注6）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

D 盗難・水濡れ等危険補償特約

- 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（いっすい）による水ぬれ
  ア．給排水設備に生じた事故　イ．被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故
  ※給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 騒擾（じょう）・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 盗難による盗取、損傷または汚損
  ※警察への届出が必要です。

損害の額から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします（保険の対象ごとの保険金額(*)が限度）。

自己負担額を0円で設定した場合でも、「免責金額変更特約（水濡れ危険用・5万円）」が自動でセットされ、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。

家財補償特約をセットいただいた場合
- 高額貴金属等の盗難　※警察への届出が必要です。

1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度にお支払いします。

- 保険証券記載の建物内における通貨・預貯金証書の盗難　※警察への届出が必要です。

1回の事故につき、1敷地内ごとに通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財補償特約の保険金額のいずれか低い額を限度として、実際の損害額をお支払いします。

E 破損・汚損等危険補償特約

基本補償および A～D 以外の不測かつ突発的な事故

損害の額から保険証券記載の自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします（保険の対象ごとの保険金額(*)が限度）。ただし、保険の対象が家財（高額貴金属等を含みます。）のときは、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円を限度にお支払いします。

自己負担額を0円で設定した場合でも、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。

すべての保険金に共通の事項

①ご契約者や被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
②損害保険金を支払うべき事故の際の保険の対象の紛失
③戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
④地震、噴火またはこれらによる津波による損害
⑤核燃料物質等に起因する事故による損害
⑥風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
⑦次のいずれかに該当する損害
　a．保険の対象の欠陥
　b．保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
　c．ねずみ食い、虫食い等
⑧保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑨保険料領収前に生じた事故による損害（団体扱・集団扱特約などの保険料の領収について特段の定めがある場合を除きます。）

など

【家財補償特約をセットする場合に保険の対象とならない家財】

- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）およびその付属品（自動車の鍵を含みます。）
- 通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物

※ただし、D をセットする場合、通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となります。

など

D 盗難・水濡れ等危険補償特約

⑩家財補償特約をセットされた場合で、保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難

など

E 破損・汚損等危険補償特約

⑪差押え、収用、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
⑫土地の沈下、隆起、移動、振動等による損害

など

※①～⑫は、費用保険金、その他の特約についても同様にお支払いできません。

【破損・汚損等危険補償特約で保険の対象とならないもの】

- 義歯・義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- 動物および植物

など

＊高額貴金属等の保険金額は、特にご指定がない場合は100万円となります。500万円または1,000万円に増額して設定することも可能です。

費用保険金等

F 事故時諸費用補償特約（10%払100万円限度型）

基本補償および A、B、D、E（D の通貨・預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の事故により損害保険金をお支払いする場合

ⓐ損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度としてお支払いします。
ⓑ損害の額が新価額の70%以上になった場合は、上記ⓐに上乗せして損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度としてお支払いします。
なお、ⓐの損害額の判定は保険の対象ごとに行います。

自動セット 費用保険金等

修理付帯費用補償特約

基本補償および A、B、D、E（D の通貨・預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、弊社の承認を得て必要かつ有益な原因調査費用、仮修理費用等を支出した場合

実際に支出した費用をお支払いします（1回の事故につき、損害保険金に相当する額または100万円のいずれか高い額が限度）。

残存物取片づけ費用補償特約

基本補償および A、B、D、E（D の通貨・預貯金証書の盗難の場合を除きます。）の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。

実際に支出した費用をお支払いします（1回の事故につき、損害保険金に相当する額が限度）。

損害防止費用

基本補償の事故による損害の発生または拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合（消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等）

実際に支出した費用をお支払いします。

費用に関する特約

■仮すまい費用補償特約

基本補償、A、D、E および台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災の事故により、次のいずれかの状態となった場合

- 保険の対象である建物が半損(注1)以上または所定の事由が生じ、住宅としての機能を著しく欠く状態となった場合
- 事業者が占有する供給設備が停止したことにより、電気・ガス・水道が12時間以上継続してストップした場合
- 管理組合が所有する電気設備・給排水衛生設備・ガス配管設備が故障し、電気・ガス・水道が12時間以上継続してストップした場合

（注1）その建物の損害の額がその建物の新価額の20%以上となった場合をいいます。

実際に負担する賃借・宿泊費用、移転費用、ペット(注2)専用施設の利用費用を下表を限度にお支払いします。(注3)

①	賃貸借契約にかかる賃借費用	実際に負担した額（1回の事故につき、対象人数×1万円×支払対象日数が限度）
	旅館、ホテル等の宿泊施設にかかる宿泊費用	
	代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用	
②	ペット(注2)専用施設の利用料	実際に負担した額（1回の事故につき、5,000円×支払対象日数が限度）

（注2）愛玩（あいがん）または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。
（注3）①および②の合計金額について、1回の事故につき100万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合・損害

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 核燃料物質等に起因する事故
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害

など

■被害事故弁護士費用等補償特約

日本国内において、被保険者(注4)が不測かつ突発的な事故により、身体に障害を被ったり、保険の対象である建物または家財が損壊を被ったりした場合で、被保険者(注4)またはその法定相続人が弁護士費用または法律相談費用を負担したとき。

実際に要した弁護士費用または法律相談費用をお支払いします（保険期間(注5)を通じて300万円が限度）。

（注4）被保険者の範囲は以下のとおりです。
- 保険証券記載の本人
- 本人の配偶者(注6)
- 本人またはその配偶者(注6)の同居の親族(注7)
- 本人またはその配偶者(注6)の別居の未婚(注8)の子

（注5）保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと
（注6）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
（注7）6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
（注8）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合・損害

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- 被保険者が航空機、船舶・車両に搭乗中に生じた事故
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- 被保険者相互間の事故
- 保険の対象の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故

など

保険金をお支払いする場合と保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない主な場合・損害

賠償責任に関する特約

個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）

日本国内外で発生した偶然な事故により被保険者(注1)がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合

（注1）被保険者の範囲は以下のとおりです。被保険者の定義は、被害事故弁護士費用等補償特約（P.20）をご参照ください。
- 保険証券記載の本人
- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族
- 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

など

個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）の場合、次の被保険者の方を包括してお引受けします。
- 居住用戸室に居住している方
- 居住用戸室に居住している方の配偶者
- 居住用戸室に居住している方またはその配偶者の別居の未婚の子
- 居住用戸室を所有、使用または管理している方で、居住用戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活における偶然な事故に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。

など

ア.個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅（包括契約においては居住用戸室（事務所を含みます。））の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり他人の財物（他人からの借用物を除きます。）を損壊したこと、または線路等への立入り等により電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合

イ.保管物賠償責任

他人からの借用財物が損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合

保管物賠償責任に関する補償を対象外とすることができます。この場合「保管物賠償責任補償対象外特約」をセットいただきます。

a.損害賠償金の額
　ア.個人賠償責任：1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度。ご契約時に3,000万円・5,000万円・1億円のいずれかを設定いただきます。
　イ.保管物賠償責任：1回の事故につき、10万円が限度。自己負担額5,000円
b.損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用（a.の額とは別にお支払いします。）

＜ア.イ.共通＞
- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

など

＜ア.個人賠償責任＞
- 航空機、船舶、車両または銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

＜イ.保管物賠償責任＞
- 偶然な外来の事故に直接起因しない保管物の電気的・機械的事故
- 保管物の自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

など

【ご注意】
以下の借用財物についての損害賠償責任は対象となりません。
通貨・預貯金証書・有価証券・切手、貴金属・宝石・書画・骨董(とう)、自動車・原動機付自転車・船舶、所定の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具、動物・植物等の生物、建物など

※1回の事故で被保険者が複数となる場合、上記の内容は被保険者ごとに適用します。ただし、支払限度額は被保険者ごとには適用せず、1回の事故につき、設定された支払限度額が適用されます。

賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】

個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記の特約により補償の対象となる損害賠償責任のうち、日本国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）について行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します（場合により、代行できないことがあります。）。

保管物賠償責任に関する補償を対象外とした場合、保管物賠償責任についてこの特約は適用されません。

【賠償事故の解決に関する特約において弊社が代行業務をできない場合】個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）、建物管理賠償責任補償特約共通
- 1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額の総額が保険証券記載の支払限度額を明らかに上回る場合
- 損害賠償請求権者が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
- 弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合

類焼損害補償特約

保険の対象である建物（建物内の動産を含みます。）または家財（これを収容する建物および同建物内の動産を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発で第三者の世帯に損害（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）を与えた場合。ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。
【類焼の補償対象物となる物】
補償の対象となる損害を受けた第三者の方が実際に生活を営んでいる住宅および家財

ご注意　この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知ない類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。したがって、事故の際にご契約者または被保険者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ隣家の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続が必要となります。

保険期間(注2)を通じて1億円を限度として、以下の算式より算出した額をお支払いします。
（注2）保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと

損害の額（新価額が基準）－ 類焼の補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額の合計額

ご注意　類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- 類焼補償被保険者（類焼を受けた方）またはその法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 類焼補償被保険者でない方が保険金を受取る場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害（他の方が受取るべき金額については除きます。）
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害

など

【類焼の補償対象物とならない物】
- 保険の対象である建物や家財
- 被保険者またはその方の同居の親族の所有する建物、家財
- 建設中または取りこわし中の建物、国・地方公共団体等の所有する建物
- 自動車（自動二輪車等を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）およびその付属品（自動車の鍵を含みます。）
- 通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物
- 貴金属・宝石や書画・骨董(とう)・彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 動物、植物
- 商品、製品、原材料、営業用什器(じゅうき)・備品その他これらに類する物

など

保険金をお支払いする場合と保険金の額（限度額）	保険金をお支払いできない主な場合・損害

賠償責任に関する特約

建物管理賠償責任補償特約

次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合
- 保険証券記載の施設(注1)の欠陥等に起因する偶然な事故
- 保険証券記載の施設(注1)の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

a.損害賠償金の額
　（1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額(注2)が限度）
b.損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用（a.の額とは別にお支払いします。）

（注1）この特約においては、敷地内の擁壁および土地の崩落を防止するための構造物ならびに庭木を含みます。

（注2）ご契約時に3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円のいずれかを設定いただきます。

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 被保険者と第三者との間で特別な約定により加重された損害賠償責任
- 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、溢(いつ)出または漏出に起因する損害賠償責任
- 建物外部から内部への風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)、その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】

建物管理賠償責任補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記の特約により補償の対象となる損害賠償責任のうち、日本国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）について行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します（場合により、代行できないことがあります。P.21をご参照ください。）。

利益に関する特約

家賃損失補償特約

基本補償およびA～Eの事故により、保険金をお支払いする場合に家賃の損失が生じたとき。
【家賃に含まないもの】
- 水道、ガス、電気、電話等の使用料金
- 権利金、礼金、敷金その他の一時金
- 賄料(まかない)

復旧期間内に生じた損失の額
（損害が生じた時における保険の対象の家賃月額にあらかじめ約定した復旧期間の月数を乗じた額が限度）

あらかじめ約定した復旧期間とは？　保険の対象が損害を受けた時から、それを遅滞なく罹災(りさい)前の状態に復旧するまでの期間をいいます。3か月から12か月の整数月をお選びいただけます。

※「財産の補償〈保険金をお支払いできない主な場合・損害〉」と同様です。

その他の特約

指定工務店特約（すまいの保険用）※ご希望によりセットしないことも可能です。

保険の対象である建物に事故が発生したときに、弊社が指定する工務店（以下「指定工務店」といいます。）が修理することをお約束いただくことで建物の保険料が3%割引となる特約です。

ご注意
- ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
- 地震保険には割引は適用されません。
- 指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が3%削減されることがあります。ただし、以下の場合を除きます。
　・大規模自然災害や緊急対応のため弊社が指定工務店をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合
　・損害の状況により保険金を定率払でお支払いする場合（水災危険補償特約（定率払）により保険金をお支払いする場合）

自動的に適用される特約

建物の復旧に関する特約（すまいの保険用）

保険の対象である建物に事故が発生した場合は、事故が発生した日の翌日から起算して3年以内に建物を復旧したとき、または建物を復旧することをお約束いただいたときに保険金をお支払いする特約です。
※建物の復旧をお約束いただき保険金をお支払いした後、上記の期限内に復旧を行わなかった場合は、保険金を返還いただく場合があります。
　ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。

先物契約特約

保険期間が始まる前にご契約された場合、火災保険、地震保険いずれも保険期間開始の時に使用されている保険料率を適用します。

代位求償権不行使特約

保険金の支払によって被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する方をいい、転貸人・転借人を含みます。)に対して有する権利を弊社が取得した場合でも、弊社はその権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

動物特約　家財補償特約をセットいただいた場合

お家(うち)ドクター火災保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される保険証券記載の建物または工作物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

植物特約　家財補償特約をセットいただいた場合

お家(うち)ドクター火災保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。

保険料の返還または請求に関する特約（地震保険用）

地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、すまいの保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。
※地震保険をセットした場合に自動的にセットされます。

これってどういう意味？

2024年10月改定

用語解説

契約者……弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方

高額貴金属等……家財のうち貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書など

告知義務……保険契約の締結に際し、弊社が重要な事項として申告を求めた事項にご回答いただく義務

戸室……1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分

残存物取片づけ費用……損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用

時価額……損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額

敷地内……特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

自己負担額（免責金額）……ご契約いただいた保険・オプション（特約）で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額

新価額……損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額

通知義務……保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務

盗難……強盗、窃盗またはこれらの未遂

特約……オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの

破裂または爆発……気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象

被保険者……保険契約の補償を受けられる方

保険期間……保険のご契約期間

保険金……普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭

保険金額……弊社がお支払いする保険金の限度額

保険年度……初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

保険の対象……保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物（建物や家財等）

保険料……保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭

床上浸水……居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

預貯金証書……預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

すまいのリスクマップ でご自宅周辺の水災・地震リスクを確認！

右の二次元コードを読み取り、お住まいの住所を入力するだけで、ご自宅周辺の水災・地震リスクを確認できます。

https://nisshinfire-hazard-map.jp

水害は全国どこでも起こる可能性があります。近年、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れだけでなく、都市部での内水氾濫※による被害が増加しています。水害リスクへ備えるために、水災危険補償特約のセットをご検討ください。

※集中豪雨による雨が河川等へ排水しきれなくなり、下水道管や水路などから水があふれることをいいます。

インターネット約款のご案内

約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で地球にやさしい！

インターネット約款 https://www.net-yakkan.com/

※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問合せください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。

インターネット申込みによる割引

インターネット完結でお申込みができます。

お家（うち）ドクター火災保険を専用Webサイトからご契約いただいた場合に、保険料が5%割引になります。詳しくは、取扱代理店にお問合せください。

※インターネットでのお申込みは、お手続方法が異なるほか、保険の対象の建物や払込方法等が限定されていますので、あらかじめご確認ください。
※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※地震保険には割引は適用されません。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡 日新火災事故受付センター
0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談 日新火災テレフォンサービスセンター
0120-156-932 9:00～18:00（平日） 9:00～17:00（土日祝）

各種お問合せ先
https://www.nisshinfire.co.jp/contact

代理店・営業担当
●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

KX725-4（広）2025.2（増）20,000LB